
福祉のまちづくりの面的な展開に関する研究

既存建築物のバリアフリー化施策に関する研究（その1）

A Study on the Spread of Providing Accessible Environment toward Caring Society for All

A Study on the measure for barrier-free improvement of existent facilities, Part 1

福澤静司 北川博巳

FUKUZAWA Seiji, KITAGAWA Hiroshi

キーワード

既存建築物 バリアフリー 施設検証

Keywords:

existent facilities, barrier-free, facilities verification

Abstract:

The purpose of this research is to examine the strategy to advance barrier-free maintenance of an existent building by executing the facilities verification work by the user. We executed the facilities verification work in the shopping center by the participation of the user and the facilities manager.

As a result, it was confirmed that we can accumulate simple improvement method suitable for existing facilities by the facilities verification work, and that the facilities manager is motivated to the maintenance improvement by the discussion with user.

It is thought that it is effective to support the facilities verification as countermeasures for existing facilities. We should recognize the approach of the maintenance improvement of existing facilities as a process. It is necessary that we work continuously on the facilities verification.

1. はじめに

現在、建築活動の分野では、構造、設備、防火、避難など様々な側面から既存建築物の整備改善を進めるための手法が検討されている。都市に蓄積された建築ストックを長く有効に活用していくことは社会的な要請であり、既存建築物の整備改善をバリアフリー整備の観点からも進めていくことは大きな課題である。

本県では平成4年に福祉のまちづくり条例を制定し、全ての県民がいきいきと暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現に向けて施策の展開を図ってきた。

その結果、建築物を新築整備する際に条例の規定による特定施設整備基準^{注1)}に沿ったバリアフリー整備を行うことは一定の定着を見ている。しかし、整備水準の低い既存建築物では、条件的に様々な制約があることから特定施設整備基準に沿った整備を行うことは困難なことが多く、そのバリアフリー整備水準はいまだ十分なものとは言えない。

本研究では既存建築物のバリアフリー整備改善を進めるための方策として障害をもつ人などをはじめとする利用当事者の参加による施設検証の取り組みに注目した。

具体的には、民間の商業施設を対象として、利用当事者と施設管理者の参加を得て施設検証作業を実施し、既存建築物のバリアフリー整備水準を向上させるための施設検証作業のあり方について検討を行った。

2. 既存建築物対策の課題

2.1. 整備改善手法の検討

過去に当研究所で行われた調査では既存の民間施設、特に商業施設などの日常的な利便施設へのバリアフリー整備改善の必要性が明らかにされ、特定施設整備基準にとらわれない柔軟な整備改善の手法を検討することの必要性が指摘されている。しかし、与条件の異なる既存建築物の効果的な手法の蓄積は十分ではなく、整理された形で提示される段階にはない。

既存建築物の整備改善はスペースやコストなどの問題により、特定施設整備基準に準じて整備改善を行うことは現実的に困難な場合が多いと考えられる。

確かに、特定施設整備基準は施設の守るべき最低限の水準を示すものであり、当然ながら、既存建築物においても基準に沿った整備改善を行うことが望ましいことは言うまでもない。安易に簡易な整備を行って満足してしまうことの危険性は自覚しなければならない。

しかし、理想を追求するだけでは整備改善は進まない。既存建築物の整備水準を向上させるためには主旨・目的に沿った柔軟な発想によって可能な整備から具体化することが重要であると考えられる。すなわち、人的な支援策も含めた実現性の高い既存建築物の整備改善手法を検討し、集積していくことが必要である。

2.2. 施設管理者への動機付け

福祉のまちづくり条例第22条では既存建築物の施設管理者に対して整備努力義務が課されている。しかし、現状では施設管理者の整備改善への姿勢は積極的なものとは言えない。

既存建築物のバリアフリー整備改善を進めるための施策として、新築建築物と同様に既存建築物にも期限を定めて整備改善を義務化するなどの規制を加えることも考えられる。しかし、建築基準法において既存不適格^{注2)}が制度として許容されていることを考えても、合法的に建設された既存建築物にバリアフリー整備を義務づけることはバランスを欠くと言わざるを得ない。整備を義務づけることによる建物所有者への負担は重く、理解を得ることは困難であろう。

また、施設のバリアフリー整備改善の取り組みを補助金等によって支援することが考えられ、それは一定の効果が期待できる。しかし、現在の自治体の財政状況で補助金による支援を継続することは困難であろう。

したがって、現行の整備努力義務のもとで、どのようにして施設管理者に対して整備改善を具体化するための動機付けをはかっていくかが課題である。すなわち、施設管理者が自ら整備改善の必要性を認識し、主体的に整備改善に取り組む環境を整備することが求められる。

2.3. 整備改善プロセスの構築

以上の課題を踏まえ、既存建築物のバリアフリー整備水準を向上させていくための具体的な方策を検討する必要がある。

一方、高齢社会の進展、福祉制度改革による在宅介護制度への移行、障害者の自立促進などにより、地域で生活する利用当時者のための市場が形成されつつある。その中で商業施設などに代表される集客施設では利用当時者の要望に応じて施設を整備しサービスを向上させていくニーズをもっている。つまり、バリアフリー整備改善を進めることは経済市場の中で費用対効果に見合うものになる可能性がある。

民間施設は市場原理に基づいて活動しており、常に費用対効果の検証を求められている。政策的にはそのニーズを活用して整備を進めていく視点が必要と考えられる。

その際に重要となるのが利用当事者の意見であろう。ユニバーサルデザインの考え方の浸透などにより、様々な施策の推進について利用当事者が参画することの重要性が指摘されている。しかし、既存建築物のバリアフリー整備改善の取り組みにおいて、その試みは一般化しているとは言えない。既存建築物の整備改善を進めるにあたっては利用当事者の意見を反映する仕組みが必要と考えられる。

利用当事者の施設改善へのニーズを施設管理者のニーズにつなげることにより施設管理者を整備改善へ動機づけることが期待される。また、施設を利用当事者の視点から点検することにより、既存建築物に適応した実現性の高い改善手法が集積できる可能性がある。

そこで、本研究では既存建築物のバリアフリー整備水準の向上をはかるための取り組みとして施設検証作業に注目した。

具体的には、行政との連携により利用当事者と施設管理者の参加による施設検証作業を実施し、既存建築物の整備水準を向上させるための施設検証作業のあり方について検討を行った。

3. 施設検証の実施

3.1. 施設検証の方針

本稿で考察の対象とする施設検証作業は兵庫県阪神北県民局において「障害者等の利用者参加型検証を活用しての施設整備運営ガイドライン策定事業」の中で「ショッピングセンターの利用者と施設管理者の対話型ユニバーサル検証」としてモデル的に実施された。具体的な計画は阪神北県民局まちづくり課を事務局として「阪神北地域バリアフリーのまちづくり連絡協議会」の会員である関係各市町の協力のもとで行われ、当研究所は企画立案の段階から計画に参加した。

検証作業は以前より本県で取り組まれてきた「まち検証」を基本として実施した。「まち検証」とは様々な障害をもつ利用当事者の参加を得て施設や移動環境を検証し、得られた意見や提案を福祉のまちづくり施策へ反映させることを目的として平成17年度から本県で行われてきた取り組みである。

検証作業の実施にあたっては、従来の「まち検証」の課題を踏まえて以下の見直しを行った。

多様な意見の抽出

従来の「まち検証」では意見がハード面の不備などに偏る傾向があり、具体的な改善に結びつかないことが多かった。そこで、本検証作業ではソフト面での効果的な対応方法や実現可能性の高い小さな改善点などの集積を主眼として行うこととし、多様な意見を抽出することを意図していくつかの検証の視点を提示した。

具体的には、施設のマイナス面だけではなくプラス面も評価すること、ハードとソフトの両面から評価することを目的に、評価の視点として「つかいやすさ」「わかりやすさ」「ここちよさ」の3つの指標を導入して検証を行うこととし、新たに点検シートを作成して試行した。

施設管理者の参加

検証の対象施設として、利用機会の多さから施設整備へのニーズが大きく、利用当事者のニーズに対する施設管理者の積極的な対応が期待できる民間のショッピングセンターを選定し、施設管理者に検証作業への参加を依頼した。

しかし、一般的にこのような検証作業では施設に対して否定的な意見が多く出されるため、施設管理者は検証作業の実施に及び腰な傾向があることは否めない。そこで、今回の検証では基本的なバリアフリー整備の整った施設を対象として施設管理者の検証参加への敷居を低くし、施設管理者の参加を得て利用当事者との共同作業で施設の更なる整備水準の

向上に向けた取り組みを行うことを目指した。

確かに、整備改善の必要性は整備水準の低い既存建築物の方が高い。しかし、整備水準の高い施設を対象とすることにより、施設の良い点に学び、整備水準の低い他の施設に転用可能なソフト面での対応方法や効果的な改善手法の集積が期待できる。また、施設管理者が検証に参加することで施設管理者の立場から検証作業についての意見を得るとともに、意見を直接施設の運営に役立ててもらうことが可能である。

具体的には、施設管理者と利用当事者の参加によるワークショップ形式の検討会を実施し、効果的な整備改善の方法について検討を行った。

3.2. 施設検証の概要

検証作業は実地検証と検討会から構成し、異なる種別の障害をもつ利用当事者及び介助者、高齢者、乳幼児連れ保護者、外国人などの検証者と施設管理者、行政職員などのスタッフの参加により施設検証作業を行った。

実地検証は利用当事者ごとにグループに分かれて現場で利用当事者から指摘のあった場所を写真で記録し、意見を点検シートに記入する方法で行った。事前にいくつかの検証のポイントを提示するほかには現場では特に行動に制限は設けず、買い物という具体的な行動を通じて検証を行ってもらった。

検討会は実地検証とは日を改めてコンサルタントの協力を得てワークショップの形式で実施した。検討会では実地検証で提出された意見をもとに、検証者を中心に施設の良い点を延ばし、悪い点を改善する方法について議論を行った。

検証作業終了後には参加者全員に対して今回の検証作業についてアンケート調査を行った。検証実施日及び検証作業の流れは以下の通りである。（表1）（表2）

表1 施設検証実施日
Table_1 Schedule of facilities verification

第1回検証	実地検証	平成20年10月31日
	検討会	平成20年11月12日
	検証場所	I町ショッピングセンター
第2回検証	実地検証	平成21年2月2日
	検討会	平成21年2月6日
	検証場所	I市ショッピングセンター

表2 検証作業の流れ
Table_2 Verification work flow

1日目：実地検証	
①事前説明	検証作業の方法と視点を説明
②施設説明	施設管理者から施設の概要等の説明
③実地検証	グループ別に実地検証を実施
④検証のまとめ	施設平面図に指摘事項を記載
⑤発表	グループ別に発表
⑥1日目のまとめ	全体のふりかえり
2日目：検討会	
①事前説明	検討会の進行方法について説明
②前回の確認	前回実地検証の内容のふりかえり
③グループ別討議	グループ別に討議し提案としてまとめる
④発表と意見交換	グループ発表と全体での意見交換
⑤全体のまとめ	検証を通じてのまとめ

3.3. 結果と考察

3.3.1. 多様な意見の抽出

第1回検証の実地検証作業で得られた134件の意見のうち内容が不明確な7件を除いた127件の意見を見てみると、施設の状況を肯定的に評価する意見が58件、否定的な意見が69件であった。また、ハード面からの意見が98件、ソフト面からの意見が29件得られた。これは今回の検証の主旨が浸透し、ある程度多様な視点から意見を収集することができたことを示していると思われる。

ハード面については施設構造に関する意見として通路や試着室の広さなど施設構造そのものにかかわる意見とともに、レジなどに荷物や杖の置き場所があると便利なこと、各所に配置されたベンチなどの休憩施設が有効であることなどの比較的容易に実現可能な改善点について意見が得られた。また、サインに関しては非常時のアナウンスを様々な利用者への的確に伝えることの重要性や、絵表示の有効性などの点について意見があった。

ソフト面については、人的な支援としてレジでの支払いや商品の受け渡しへの援助が効果的であることについて意見が得られ、利用当事者が買い物という実際の行動を通じてどのような場面でどのように支援してもらいたいのかが具体的に明らかにされている。維持管理面に関しては歩行動作に不安がある利用当事者から床マットが固定してあることへの安心感などの細かい点への配慮が重要であることについて意見が得られた。(表3)

表3 実地検証で提出された意見(抜粋)
Table_3 Opinion of facilities verification (excerpt)

意見 総数 (127)	ハード (98)	施設構造 (55)	・通路が広くて通りやすい ・縦向きの手摺りのないトイレがあった ・車いすでも入れる大きな試着室がよかった ・レジに杖や荷物を置く場所があって助かった ・休憩用のベンチがたくさんあってよかった ・いつもあるベンチの場所が移動すると困る
		サイン (43)	・授乳室の場所がわかりやすい ・棚の奥のレジの場所がわかりにくい ・全般的に英語の表記が少ない ・絵表示はわかりやすくてよい ・レジの値段表示は大きくてわかりやすい ・EVの中に非常用電話だけではわからない ・非常時に警報だけ鳴っても内容がわからない ・レストランの呼び出しがバイブレータだと便利
	ソフト (29)	人的支援 (19)	・トイレを聞いたらわかりやすく教えてくれた ・EVの進行方向をとお客さんが教えてくれた ・レジで商品を袋に入れてくれて助かった ・お金の受け渡しを手伝ってくれた
		維持管理 (10)	・点字シールがはがれていた ・通路に商品があって通りにくかった ・床マットの端をテープで止めているのはよい

()内の数字は意見の数

今回対象としたショッピングセンターは比較的整備の整った施設であったため、小さな改善点や工夫、あるいは通常求められる水準より踏み込んだ改善点が多く集積される結果となった。

確かに、これらの意見は施設のバリアフリー整備環境の根本的な改善につながる指摘とは言えない。しかし、このような指摘は比較的容易に実現することが可能であり、それを実現することで利用当事者は施設を利用しやすくなることは確かである。

既存建築物の整備改善が進まない理由としてコストや物理的スペースの問題は大きい、基準以外に効果的な整備改善の方法がわからないこともその理由であると考えられる。少なくとも情報不足により整備が進まないのであれば、そのような事態は解消していく必要がある。

その点では、このような比較的簡易に実施でき転用可能な改善方法を蓄積し、可能な整備から少しずつ進めていくことは既存建築物のバリアフリー化を具体的に進捗させていく上で重要であると考えられる。

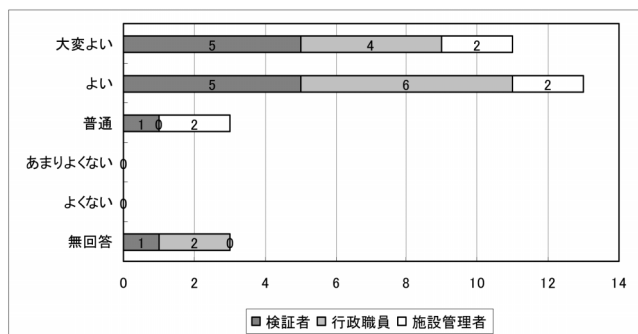
3.3.2. 施設管理者の参加

第1回検証の終了後に参加者全員に対して行ったアンケート調査の結果によれば検証作業は概ね肯定的に評価された。(図1)

ワークショップ形式での議論についても肯定的に評価されており、自由回答の記載でも異なる立場の

人と意見をかわすことで理解が深まったとななどの意見が複数あげられた。

特に、施設管理者から検証作業が今後の施設運営に効果があるとの回答が得られ、自由回答の記載でも施設整備や従業員のサービスの向上に役立てたいとの積極的な意見があったことは検証作業の実施に一定の理解が得られたと評価できるのではないだろうか。(表4)(表5)



回答数(検証者12・行政職員12・施設管理者6)

図1 今回の検証全般についてどのように感じたか?
Fig.1 How did you feel this verification?

表4 Q:施設管理者との話し合いについて
Table_4 About the discussion with the facilities manager

有意義だった	75%
大変有意義だった	17%
どちらともいえない	8%
あまり有意義でなかった	0%
有意義でなかった	0%

回答数(検証者12・行政職員12)

表5 Q:異なる立場の検証者との話し合いについて
Table_5 About the discussion with other participants

有意義だった	59%
大変有意義だった	33%
どちらともいえない	8%
あまり有意義でなかった	0%
有意義でなかった	0%

回答数(検証者12・行政職員12・施設管理者6)

ワークショップの形式で検討会を行ったことは参加者の相互理解を深めて建設的な議論を行う上で効果があったと考えられる。少人数のグループで自由に意見交換することで、参加者はお互いの意見に触発されて様々な気づきや提案を生み出す可能性がある。

しかし、具体的な整備改善の手法を集積する観点から見ると、実地検証で提出された意見をまとめて

いく作業は慎重に行う必要がある。意見をまとめる段階で貴重な示唆を含む小さな事例や意見が消失してしまうことが危惧される。意見を抽象化してまとめると一般論になってしまい具体的な成果を得ることは難しい。合意形成を目的とせず、意見そのものを多様な視点から幅広く集め、議論することを主眼として作業を進めることが重要と思われる。

3.3.3. 検証作業の課題

ワークショップのあり方

住民参加の重要性への認識の高まりから、利用当事者参加によるワークショップなどの機会は増えている。新築プロジェクトでは利用当事者によるワークショップで得られた提案を施設の計画に生かすことで成果をあげた事例もあり、今後もワークショップなどの住民参加の取り組みはその重要性を増すであろう。

その反面、ワークショップの手法は参加することの意義だけが強調された形式的な住民参加になる危険も内包している。参加者はワークショップで討論したこと自体で満足感を得られる。しかし、討論するだけでは検証作業は形だけの取り組みに終わってしまい、いずれ参加者はワークショップそのものに不信感をもつことになってしまう。それを避けるためにも得られた成果を公表し、それをフィードバックする仕組みを整えることが重要となる。検証作業においても得られた成果を目に見える形で次の取り組みにつなげていく必要がある。

また、本検証に限ったことではないが、ワークショップなどの手法で話し合いを進めるにあたってはコミュニケーションの技術が必要かつ重要であり、その技術について専門性があることを認識する必要がある。その点ではコミュニケーションの技術について専門性をもったコンサルタントなどの協力が得られれば、議論の進行の枠組みにとらわれることなく、新たな意見や提案の可能性を広げることが期待できる。

しかし、検証作業は必ずしもコンサルタントの協力が得られる条件のもとで行われる訳ではない。専門家に過度に依存せずに検証作業を実施するためにも、事例を重ねることにより、行政職員をはじめとする参加者がコミュニケーションの技術を向上させる必要がある。事前にある程度議論の進行を構造化することで、効果的な話し合いを行うことは可能と考えられる。

参加者の資質の向上

検証作業を課題の抽出だけにとどめずに具体的な改善手法の検討につなげていくためには、利用当事者、施設管理者、行政職員がそれぞれ立場の違いを

理解した上で、建設的に議論することが重要となる。すなわち、各々がそれぞれの立場で専門家としての意識を高めることが必要である。検証者にも不備の指摘やニーズの表出に留まることなくその理由や背景について詳しく語ってもらうことが重要となる。つまり、利用者自身の利用当事者としての専門性を高め、利用者自身の観点で整備改善の方法を検討することが求められる。

その点で大切なことは検証作業の「楽しみ」の要素であろう。楽しみながら作業することで参加者は新たな「気づき」を得て、構えることなく自然に学んでいくことができる。

例えば、災害対策ではDIGの効果が注目されている。DIGとは少人数のグループによってワークショップの形式で行われる模擬図上訓練である。その特徴はゲームのような感覚で楽しみながら地域の課題を把握し、参加者の相互理解を促進できる点にあり、防災対策のもつある種のかた苦しさを乗り越えて、地域の防災力を高めるための試みとして評価されている。

本研究で試みたような検証作業にも災害対策におけるDIGのように、楽しみながら課題への気づきや相互理解がはかられ、それぞれの立場での成長を促す可能性があるのではないだろうか。(図2)



図2 検討会の状況
Fig.2 Situation of study committee

4. 施設検証の可能性

4.1. 利用当事者による整備改善手法の検討

既存建築物の整備改善の手法を検討する上で、利用当事者の意見を聴取することは大きな意味をもつと考える。

従来、建築設計の現場では計画は主に技術者にま

かされてきた。技術者として利用者の立場に立った計画を行うことは当然であるが、実務の上では施設管理者の意見は聞いても利用当事者の意見までは聴取できないことが多かったと思われる。

既存建築物の整備改善においては与条件が厳しく、利用当事者の意見を聴取してもその全てを反映させた設計は困難である。意見を聞いても設計者は意見をまとめきれず、計画そのものが破綻してしまう危険がある。

一方、整備水準が低い既存建築物では基準との比較により施設の不備はある程度自明である。つまり、基準との比較によりバリアフリー化の水準が技術的な側面だけで判断されてしまう。

このことが技術者の基準に依存した設計姿勢につながり、柔軟な発想による整備改善を阻害する原因となっていると考えられる。それは設計者の怠慢ではなく、技術者だけで問題を検討することの限界であろう。

与えられた条件の中でどのように改善すればより多くの人が便益を受けられるかを考える上で、利用当事者の視点は重要である。現場には利用当事者ならではの気づきがあり、それを技術者の観点から検討することで新たな方策が見いだせる可能性がある。既存建築物の整備改善であるからこそ利用当事者に知恵を借りる必要がある。その点で利用当事者の参加による施設検証は有効に機能すると考える。

4.2. 共同作業による施設管理者への動機付け

先にも述べたとおり、施設検証作業に施設管理者の参加を得ることは容易なことではない。しかし、今回の検証作業では、施設管理者が検証に参加することのハードルの高さを参加者が理解したことが、施設の整備水準を向上させるという共通の目的への参加者の理解につながったと思われる。

同時に、施設管理者の側でも利用当事者との議論を通じて、単なる顧客への対応ということを超えた部分で施設整備の必要性への理解が深まった可能性があるのではないかと考える。

施設管理者に対して市場原理の中で費用対効果に見合うものとしてバリアフリー整備の必要性を訴える視点は政策的には必要である。しかし、市場原理に基づいたニーズに訴えるだけでは取り組みとして十分とは言えない。

利用当事者の望んでいるのは単に表面的な施設整備やマニュアル的な対応でなく、整備改善の目標となるのは施設の物理的改善だけではなく、利用当事者を取り巻く社会環境の改善であろう。問題を技術的なレベルにとどめずに考えることを参加者に促

すよう検証作業に取り組むことが必要であると考ええる。

重要な点は施設管理者も含めてすべての参加者で「ともに考える」姿勢を共有することであろう。その点で、検証作業に施設管理者の参加を得ることは「ともに考える」ことの具体的な形であり、施設管理者が施設利用者と同じテーブルについて話し合うことの意義は大きい。

今回のアンケートの結果では施設管理者から一定の理解と評価が得られた。しかし、それは対象とした施設の整備水準がある程度高く、検証作業の上でも積極的にプラス面の評価を行ったことの結果である。整備水準の低い施設で同様の検証を行うことへの施設管理者への抵抗は根強いものと推察される。

しかし、施設管理者と利用当事者が直接意見を交換する機会をもつことが重要である。例えば、公的な施設を対象事例として様々な民間施設の管理者が自由に参加する検証作業、あるいは、具体的な施設を対象とせずに整備改善方法を利用者と共に考えるワークショップなども考えられる。施設管理者の参加を促すためには検証作業の実施そのものを適切に評価することも効果的ではないだろうか。

施設管理者が検証作業に参加するための工夫が求められる。

4.3. 段階的な整備改善プロセスの構築

既存建築物の整備改善を進めていくためには、整備改善を一度限りの取り組みではなくプロセスとして認識し、段階的に整備改善を図ることが重要と考える。

障害の種別は様々であり、施設の使いやすさの判断の基準は利用当事者によって異なる。すべての人に使いやすい理想的な施設整備といったものはもともとあり得ない。その意味で、施設の整備改善は完了することのない取り組みである。このことは新築施設においても同様であり、基準に沿った整備ができれば施設整備は終わりではない。つくっても運用面で活かされない整備事例も数多い。

条件的に様々な制約を受けている既存建築物においては整備改善を一度に行うことは困難である。高い整備水準を求めるあまり、それが不可能なために全く整備改善が実現されなければ、いつまでたっても施設の整備水準は向上しない。より多くの人が利用しやすくするためには、問題意識をもって施設の現状を点検し、実現可能な整備から少しずつでも具体化していく取り組みが必要である。

それを具体的に行うための方法のひとつとして施

設検証は有効であると考ええる。施設検証の事例を積み上げることによって蓄積された手法の中から、汎用性のある効果的な手法を抽出し、可能な整備からひとつひとつ実現していくことで整備改善を進めていくことが可能ではないかと考えられる。

施設検証作業を実施するためには、検証対象施設を選定し、参加者を集めて話し合いの場を設定する必要がある。また、その取り組みを継続的なものとするには施設検証作業で得られた意見や提案を次の取り組みにつなげて行くことが重要であり、それを効果的に行うために成果を公表していく仕組みや書式なども必要になる。

したがって、施設検証作業をコーディネートし、継続的に支援する仕組みをつくる必要があると考えられる。既存建築物のバリアフリー整備水準を向上させていくための取り組みとして、例えば、福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくり基本方針などで施設検証作業を位置づけて検証の実施を支援する体制を構築することでそれが実現できるのではないかと考える。

5. おわりに

本稿では利用当事者と施設管理者の参加による施設検証作業の実施を通じて、既存建築物のバリアフリー化施策のあり方を検討した。

検証作業を施設の整備改善の取り組みのモデルとして固定的にとらえるのではなく、利用当事者と施設管理者を含む参加者の共同作業によって創られる整備改善のプロセスとして認識することが重要であると思われる。そのプロセスの中に既存建築物のバリアフリー整備水準を向上させていく上での検証作業の可能性が含まれているのではないだろうか。

謝辞

兵庫県阪神北県民局県土整備部まちづくり課、阪神北地域バリアフリーのまちづくり連絡協議会の関係各市町、検証実施にご協力頂いた各市町社会福祉協議会、障害者団体、イオン(株)、イオンモール(株)をはじめ、検証作業にご参加頂いた検証者の皆様に深く感謝致します。

本稿で述べた「障害者等の利用者参加型検証を活用しての施設整備運営ガイドライン策定事業」で実施された施設検証作業の様式などを含めた詳細については兵庫県阪神北県民局のホームページで公開される予定です。同様の取り組みを行う際の参考になれば幸いです。

参考文献

- 1) 大野拓也 吉留 肇：「福祉のまちづくりの面的な展開に関する研究（その2）－既存建築物のバリアフリー化推進施策に関する調査研究－」平成15年度兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所報告集、PP.22-32、2003
- 2) 木下 勇：「ワークショップ－住民主体のまちづくりへの方法論」、学芸出版社、2007
- 3) 熊本県 建築物のユニバーサルデザイン
<http://www.pref.kumamoto.jp/site/ud-kenchiku/>
 最終訪問日2009.2.22
- 4) 災害図上訓練DIGのページ
<http://www.e-dig.net/0101.html>
 最終訪問日2009.2.22
- 5) 杉山 勇 大野拓也：「福祉のまちづくりの面的な展開指針策定に関する研究（その1）－重点地区整備計画策定地区における既存建築物のバリアフリー化整備状況に関する調査研究－」平成13年度兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所報告集、PP.24-33、2001
- 6) 杉山 勇 大野拓也：「福祉のまちづくりの面的な展開に関する研究（その1）－既存建築物のバリアフリー化推進施策に関する調査研究－」平成14年度兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所報告集、PP.24-35、2002
- 7) 兵庫県 福祉のまちづくり条例
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/contents/000110005.pdf>
 最終訪問日2009.2.22
- 8) 兵庫県 まち検証
http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000120.html 最終訪問日2009.2.22
- 9) 村田純一編：「共生のための技術哲学－『ユニバーサルデザイン』という思想」、未来社、2006

注釈

注1) 特定施設整備基準

特定施設整備基準とは本県の福祉のまちづくり条例で規定されるバリアフリー整備基準であり、公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設のうち規則で定める一定の規模以上の施設に適用される。

注2) 既存不適格

既存不適格とは、新築時に適法に建てられた建築物において、事後の法令の改正によって不適格な部分が生じた状態を指す。